

議案第26号 平成27年度習志野市一般会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	562億6,000万	円
	補正額	5億5,106万8千	
	補正後	568億1,106万8千	

- (歳出概要)
- ・介護保険特別会計繰出金
 - ・臨時福祉給付金給付事業
 - ・子育て世帯臨時特例給付金給付事業
 - ・液状化等被害住宅再建支援事業

議案第27号 平成27年度習志野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第30号の習志野市介護保険条例の一部改正に合わせ、低所得者の介護保険料を減額し、併せて一般会計繰入金を増額する財源調整を行うものです。

議案第28号 習志野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

福祉サービスの適切な利用及び保育所等の安定した利用の促進を図るため、次のように改正するものです。

1 総合福祉センターの業務の拡大

次のとおり、事業所の業務を追加し、利用者の範囲を拡大します。

また、併せて文言を整理します。

事業所の名称	新たに行う業務
「あじさい療育支援センター」	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援事業 ・特定相談支援事業
「花の実園」	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業

2 花の実園の定員増加

「花の実園」の「生活介護事業」の定員を次のとおり増員します。

現行	改正後
20名	30名

(施行期日)

1については、平成27年7月1日から施行します。

2については、平成28年4月1日から施行します。

議案第29号 習志野市発達相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

福祉サービスの適切な利用及び地域における障害児相談支援事業の実施体制の整備を図るため、次のとおり事業所の業務を追加し、利用者の範囲を拡大します。

事業所の名称	新たに行う業務
「ひまわり発達相談センター」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児相談支援事業 ・ 特定相談支援事業

(施行期日)

平成27年7月1日から施行します。

議案第30号 習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得の第1号被保険者（65歳以上の者）に係る保険料を次のように減額改定します。

所得段階	対象者	保険料/年(円)	
		現行	改正後
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護の受給者及び老齢福祉年金受給者（市町村民税世帯非課税） ・ 世帯全員が市町村民税非課税の者で前年の合計所得金額と課税の対象となる公的年金等収入金額の合計額が80万円以下の者 	26,540	23,720

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成27年度から平成29年度までの保険料に適用します。

**議案第31号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること
について**

固定資産評価審査委員会の委員であります近藤 一夫（こんどう かずお）氏が平成27年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市谷津
氏 名 近 藤 一 夫
任 期 3年

議案第32号 財産の貸付けについて（（仮称）谷津第二保育所用地）

市立菊田保育所の私立化に伴い、保育所用地に係る貸付料を、市が定める算定基準に基づく金額よりも減額して貸し付けるものです。

1 貸付けに供する土地の表示

所在地番	地目	地積
習志野市谷津二丁目5番3	宅地	1,247.65㎡
習志野市谷津二丁目5番8	宅地	625.46㎡
合 計		1,873.11㎡

- 2 貸付けの目的 保育所用地
3 貸 付 料 固定資産税及び都市計画税相当額
4 貸 付 期 間 契約日から平成58年3月31日まで
5 貸付けの相手方 習志野市藤崎一丁目8番22号
社会福祉法人 習志野
理事長 田久保 明 夫